

帯広市住まいの改修助成金

空家を含めた住宅の長寿命化や省エネルギー化等への改修により住宅性能の向上を促進し、快適な住環境の充実を図ります。

1. 助成の内容

10万円（消費税除く）以上の改修工事に対して、5万円を助成します。

2. 募集件数、募集期間

募集件数 400件

第1回募集（150件） 平成29年5月1日（月）～5月12日（金）

第2回募集（150件） 平成29年7月3日（月）～7月14日（金）

第3回募集（100件） 平成29年9月4日（月）～9月15日（金）

受付会場：市役所6階 建築指導課 窓口

受付時間：8：45～17：30（土・日・祝祭日の受付は行いません。）

※申請が募集の範囲を超えた場合は抽選を行います。

抽選会予定日	第1回	5月19日（金）
	第2回	7月21日（金）
	第3回	9月22日（金）
抽選会場	市役所10階 第3会議室	
抽選開始	13：30～	

3. 対象者・対象住宅

- ① 市内に住所を有する方、または、市内の空き家を購入し、居住する方
- ② 自ら所有し居住している住宅、または、市内の空き家を購入し、居住する住宅
- ③ 市区町村民税を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- ④ 世帯の総所得が550万円以下の方
- ⑤ 暴力団員等でない方
- ⑥ 過去に住宅リフォーム助成または住まいの改修助成を受けていない方
- ⑦ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、市で行う「無料耐震簡易診断」を受けなければなりません。

- ・同一対象者・同一住宅への助成は1回限りです。
- ・併用住宅（住宅と店舗など）は住宅部分のみ対象です。
- ・住宅の所有者が、単身赴任のため居住していない場合など、状況により申請が可能な場合があります。

4. 工事施工者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※当該改修の全てを他に委託することはできません。

5. 対象改修

段差解消工事

手摺設置工事

建具取替工事（UD化、省エネ化及び換気設備工事に伴うもの）

浴室、キッチン改修工事（UD化、省エネ化）

埋設型融雪施設の設置

インターホン交換工事

トイレ改修工事（節水タイプ）

窓ガラス交換工事（省エネ化）

内窓設置工事（省エネ化）

外窓、玄関断熱ドア取替工事

断熱改修工事

照明器具交換工事（LED照明器具に限る）

ボイラー設置工事（高効率給湯器を除くグリーン購入法対象商品）

換気設備工事（基準法に適合させる換気設備工事）

居住環境を改善するための内部工事（耐久性・光反射性能・消臭・防音等）

塗装工事（耐候性・耐久性・長寿命化）

給排水等設備工事

屋根を不燃材料でふき替える工事（耐候性・耐久性・長寿命化）

外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事

6. 対象とならない費用（見積書において明確に示すこと。）

設計費

敷地整備費

産業廃棄物運搬処理費

外構工事費

家電製品、家具等の購入費（照明器具等も含む）

ストーブの購入費及び設置工事費

太陽光発電システム設置工事費

合併処理浄化槽設置工事費

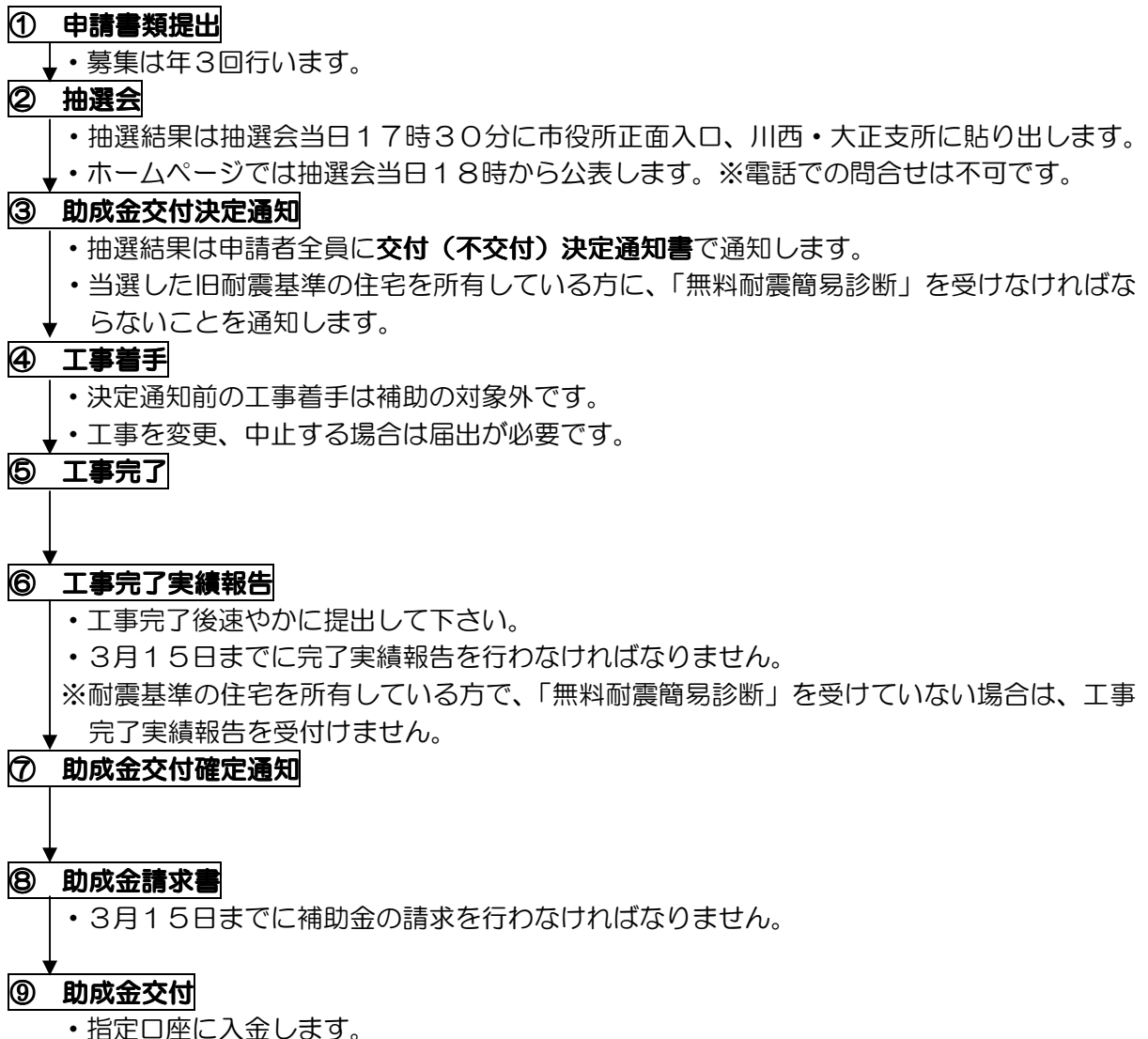
他の補助金等を利用して行う改修工事費用

（ユニバーサルデザイン住宅改造補助、木造住宅耐震改修補助、介護保険住宅改修など）

増築の工事費（サンルーム、風除室等の新設は増築になるため対象外です。）

消費税

7. 申請から助成金受取りまで



8. 申請に必要な書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 住民票*（空き家を購入する場合、実績報告時に確認）
- ③ 住宅の所有者がわかる書類*（登記事項証明書等）
- ④ 所得証明書*（世帯全員分）
- ⑤ 市区町村民税等の滞納が無いことを証する書類*
- ⑥ 見積書（対象改修工事が明確なもの、コピーの提出可）
- ⑦ 写真（施工前の状況を撮影したもの、日付入）
- ⑧ 補助状況調査票（他の補助制度を利用する場合のみ提出）
- ⑨ 誓約書（暴力団排除に係る誓約）

※②、③、④、⑤は、①申請書で個人情報の取得について同意した方は添付不要です。（帯広市在住の方のみ）
ただし、住宅を所有して一年未満の方は③の書類の添付が必要となります。

9. 工事完了実績に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付完了実績報告書
（補助金交付決定通知書と一緒に郵送。）
- ② 写真（施工中と施工後の状況を撮影したもの、日付入）
- ③ 領収書又は請求書の写し

10. 改修工事を変更する場合に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付変更承認申請書
- ② 見積書
- ③ 写真（改修箇所を変更する場合）

変更の承認（不承認）通知書により決定結果を通知します。

11. 改修工事を中止する場合

帯広市住まいの改修助成金交付中止届の提出が必要です。